

## 日本年金機構法案に関する参考資料

1	社会保険庁の廃止・解体 6分割と年金新法人の設立	1
2	国と年金公法人の役割分担	2
3	年金保険料の滞納処分	3
4	悪質な滞納者に対する強制徴収の国税庁への委任	4
5	年金公法人に対する国の監督	5
6	協会管掌健康保険・新船員保険の適用徴収業務	6
7	年金公法人の設立準備のための第三者機関について	7
8	社会保険庁の廃止と分限免職	8

# 社会保険庁の廃止・解体6分割と年金新法人の設立

## 廃止・解体6分割

- ▶組織の任務の明確化とガバナビリティの向上

## 非公務員化

- ▶民間的な人事・給与体系
- ▶民間との人事交流や中途採用の容易化
- ▶“親方日の丸”意識の払拭

## 国の財政責任・管理運営責任と公法人への委任

- ▶公的年金制度の堅持
- ▶大臣の直接的な監督下の公法人に事務を委任

## 強制徴収の委任

- ▶年金新法人に滞納処分権限を委任し、最大限の徴収努力を尽くす
- ▶悪質な滞納者については国税庁に委任

## 第三者機関による委託業務の振り分け

- ▶アウトソーシングの積極的推進

## 募集・採用方式で適切な職員を採用

- ▶これまでの組織体质の一掃

信頼回復

サービス向上

効率化

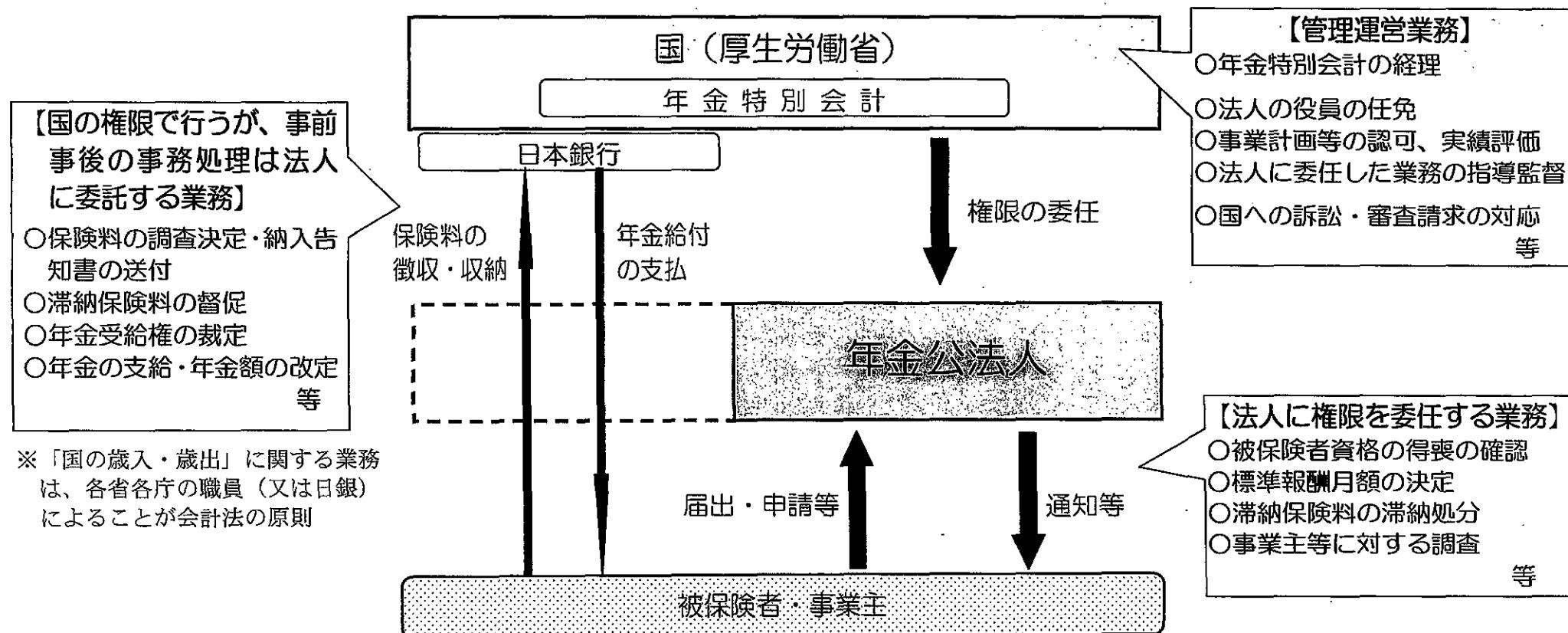
# 国と年金公法人の役割分担

【国（厚生労働大臣）】 ⇒公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う。

- ・年金特別会計を備え、保険料の徴収・年金の支払いは、国の歳入・歳出として行う
- ・年金手帳及び年金証書は、厚生労働大臣の名義で発行

【年金公法人】

⇒厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担う。



# 年金保険料の滞納処分

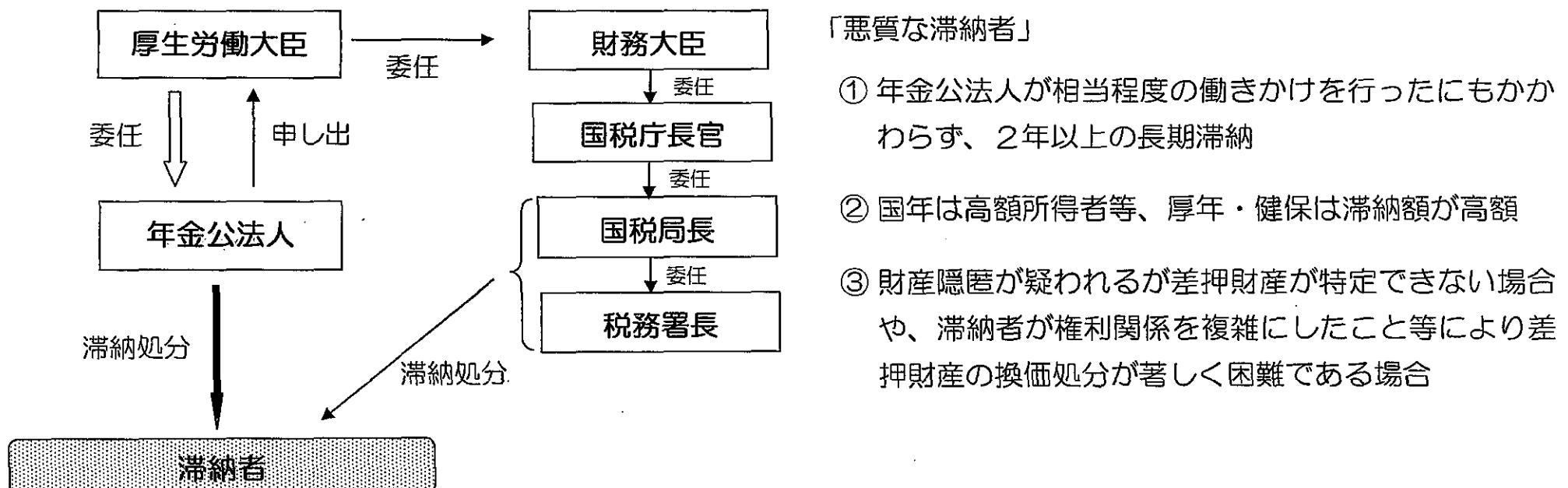
- 年金保険料の滞納処分については、厚生労働大臣から権限の委任を受け、年金公法人において実施。
- 滞納処分のような権力的な性格を有する業務を行政機関以外の者に行わせる場合には、その事務処理に当たっての公正性、客観性を担保するとともに、国の監督体制を十分に確保することが必要。

## 《公正性、客観性を担保するための措置及び行政機関の監督体制を十分に確保するための措置》

事前の措置	<ul style="list-style-type: none"><li>① 滞納処分についての厚生労働大臣の事前の個別認可（一括して認可）</li><li>② 滞納処分の実施細則の策定及び厚生労働大臣の認可</li><li>③ 滞納処分の実施職員の任命について厚生労働大臣の認可</li></ul>
事後の措置	<ul style="list-style-type: none"><li>① 法人が実施した処分についての厚生労働大臣への事後報告</li><li>② 必要と認める場合の法人への報告徴収・立入検査</li><li>③ 法令違反等についての是正命令</li></ul>

# 悪質な滞納者に対する強制徴収の国税庁への委任

- 厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、法人からの申し出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の一部を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任できることとする。
- 具体的には、財産隠匿が疑われるような悪質な事案に関し、法人が最大限の徴収努力を尽くしたことを前提に、国税庁の徴収ノウハウを活かすことによって強制徴収の効果が期待できるものについて、国税庁に委任する。



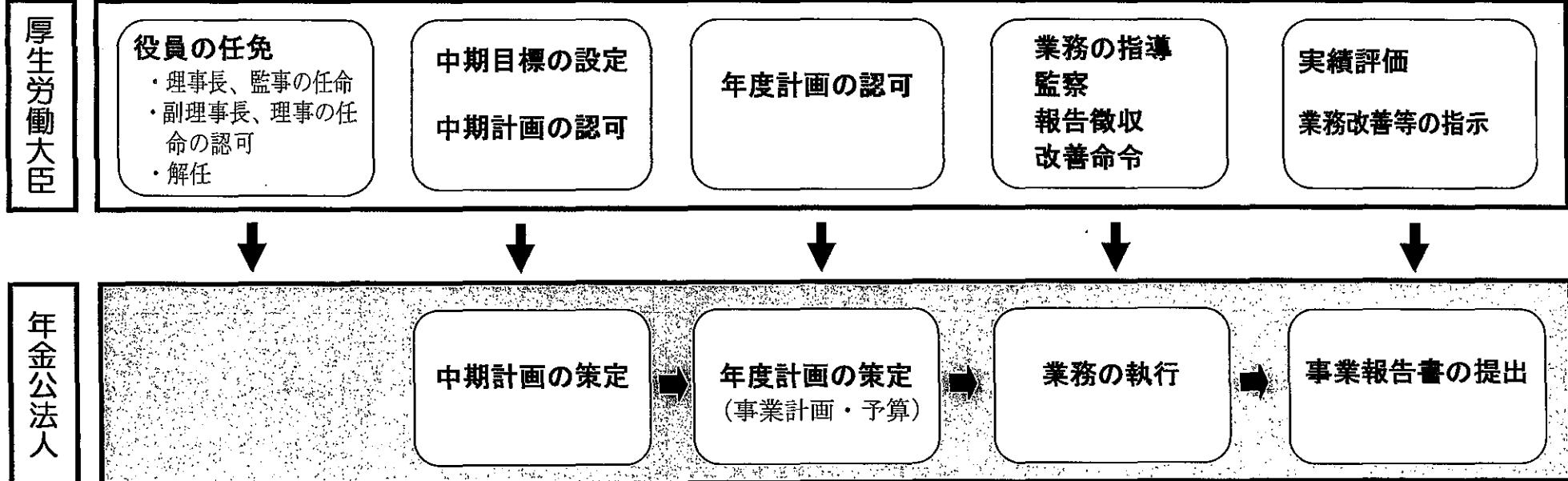
# 年金公法人に対する国の監督

国が公的年金の管理運営責任を担い、また、行政処分や公権力の行使に係る業務も法人に委任して行わせることから、国が年金公法人を直接的に監督する。

- ① 毎年度の業務運営の管理監督を基本として、法人の年度計画（事業計画・予算）を厚生労働大臣が認可（併せて、業務運営上の中長期的課題への計画的な対応を図るために、中期（3～5年）の管理監督も行う。）
- ② 厚生労働大臣が、必要に応じ、業務改善命令、違法行為等の是正命令を行う。

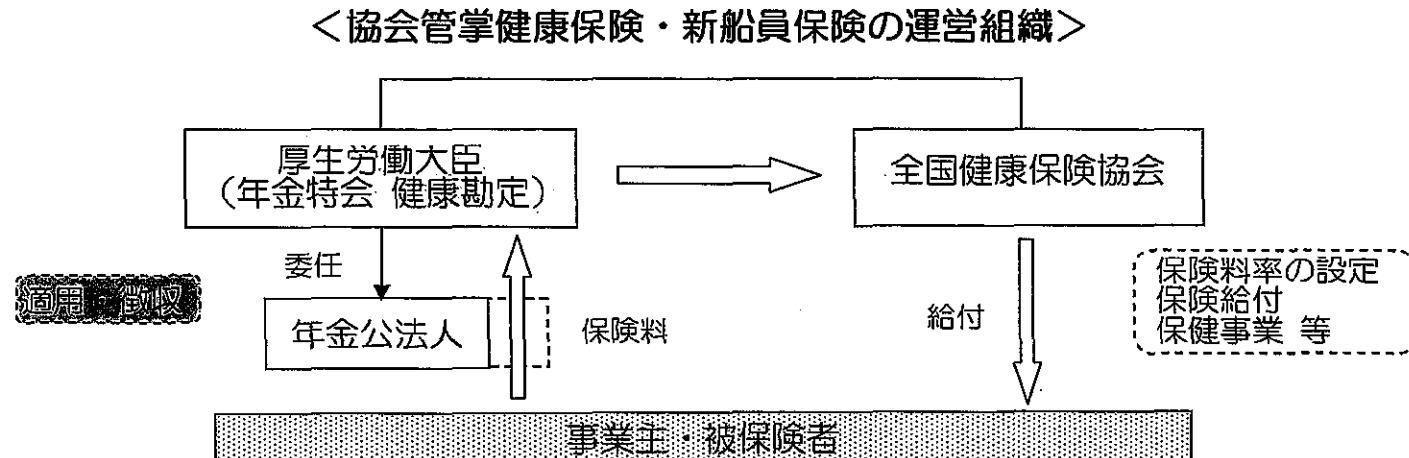
※これに対して、独立行政法人は、法人の自主性・自律性が重視されるので、

- ・中期の業務管理を中心とし、年度計画は届出
- ・違法行為等があった場合でも、主務大臣は是正の要求を行えるにとどまる



# 協会管掌健康保険・新船員保険の適用徴収業務

- 先の通常国会で成立した健康保険法改正法では、平成20年10月に、
  - ・政管健保の新たな運営主体として、全国健康保険協会を設立し、
  - ・適用・徴収業務は、国（社会保険庁長官）が厚生年金と一体的に実施することとされている。
- また、今次通常国会に提出の雇用保険法等の一部を改正する法律案では、船員保険法について、
  - ・職務外健康保険及び船員独自給付に係る部分は、全国健康保険協会を新たな運営主体とし、
  - ・適用・徴収業務は、協会管掌健康保険と同様、国（社会保険庁長官）が実施することとされている。
- 年金公法人の設立後においては、
  - ・上記の健保・新船保業務に係る国（厚生労働大臣）と全国健康保険協会との役割分担は維持した上で、
  - ・厚年と同様に、厚生労働大臣から、年金公法人に事務の委任を行う。



# 年金公法人の設立準備のための第三者機関について

## (1) 民間へのアウトソーシングを行う業務の振り分け等に係る第三者機関

【位置づけ】政府が学識経験者の意見を聞く民間有識者の会合

※法案の附則で、政府が学識経験者の意見を聞くことを定める

【任務】次の事項について審議し、意見を述べる。

- ・法人が自ら行う業務と委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的事項
- ・法人の設立に際して採用する職員の数その他の法人の職員の採用についての基本的事項

※上記の意見を聞いて、政府が基本計画を策定（閣議決定）

## (2) 年金公法人の職員の採用審査に係る第三者機関

【位置づけ】設立委員が委嘱する採用審査員の会合（職員採用審査会）

※法案の附則で、設立委員が学識経験者の意見を聞くことを定める

【任務】社会保険庁の職員から年金公法人の職員を採用する場合の個別の採否を審査し、設立委員に対し、意見を述べる

※職員の採否の決定は、設立委員が行う。（採用通知を受けた者は、法人の設立日に、社会保険庁を退職し、法人の職員として採用）

※採用されなかった社会保険庁の職員の転任、退職、免職は、国家公務員法の定めるところによる。

# 社会保険庁の廃止と分限免職

## <基本的考え方>

- (1) 従来の裁判例等に従えば、社会保険庁が廃止される場合には、任命権者である社会保険庁長官は、他の任命権者に協力を要請して、職員を国の他の組織に配置転換（転任）させて、分限免職を回避するように努める必要があり、配置転換等が比較的容易であるにもかかわらず、その努力を尽くさずに国家公務員法第78条第4号による分限免職処分をした場合には、裁量権濫用により違法となる。
- (2) しかしながら、配置転換等の分限免職を回避する努力を行った上で、  
①公務員を退職して新法人へ採用される者  
②自らの意思による退職者  
③厚生労働省の他部局、他省庁へ転任する者  
のいずれでも無い場合には、組織廃止時に、分限免職となる。
- (3) なお、職員のうちいざれを分限免職の対象者とするか（いざれを転任の対象者とするか）については、人事院規則に基づき、任命権者が、「勤務成績、勤務年数その他の事実に基き、公正に判断して定める」こととなる。

※社会保険庁長官が行う「配置転換等の努力」の内容（検討中）

- ①公法人及びその委託先への採用の斡旋
- ②厚生労働大臣に対し、転任の受け入れの要請
- ③他省庁に対し、転任の受け入れの要請
- ④勧奨退職の募集

## (参考) 組織定員の改廃等により廃職又は過員を生じた場合の分限免職について

### 1. 国家公務員法の規定

- ・分限免職は、国家公務員法第78条に定められている本人の意に反する免職である。
- ・職員の非違行為に対する有責性を問う懲戒免職（同法第82条）とは異なり、公務の能率の確保の観点から規定されている。（退職金も支給。）
- ・法第78条第4号では、「組織・定員の改廃等により廃職又は過員を生じた場合」の免職が定められている。

#### ◎国家公務員法

##### (身分保障)

第75条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

##### (本人の意に反する降任及び免職の場合)

第78条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

#### ◎人事院規則11-4（職員の身分保障）

##### (本人の意に反する降任又は免職の場合)

第7条 法第78条第1号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、法第72条の規定による勤務評定の結果その他職員の勤務実績を判断するに足ると認められる事実に基き、勤務実績の不良なことが明らかな場合とする。

- 2 法第78条第2号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、任命権者が指定する医師2名によつて、長期の療養若しくは休養をする疾患又は療養若しくは休養によつても治ゆし難い心身の故障があると診断され、その疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合とする。
- 3 法第78条第3号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基き、その官職に必要な適格性を欠くことが明らかな場合とする。
- 4 法第78条第4号の規定により職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基き、公正に判断して定めるものとする。

## 2. 解釈及び運用

### (1) 一般的な解釈

「任命権者には配置転換義務まではないが、配置転換等が比較的容易であるにもかかわらず、その努力を尽くさずに分限免職処分をした場合には、権利の濫用となる。」

### (2) これまでの適用例

第78条第4号による分限免職は、昭和20年代には多数行われたが、昭和39年4月の姫路城国宝保存工事事務所(文部省)の廃止、昭和39年12月の憲法調査会事務局(内閣)の廃止で、それぞれ3名が免職となった事例の以降は、行われていない。

例えば、食糧庁の廃止や林野庁の計画的な人員削減においても、本省への出向、省庁間の配置転換、勧奨退職、定年退職等により対応しており、分限免職は行われていない。

### (3) 裁判例（地方公務員法の同じ条文の裁判例）

#### ◎北九州市病院局職員分限免職事件 <福岡高裁昭和62年1月29日判決>

『任免権者において、分限免職処分を回避するための措置として、余剰人員の配置転換を命ずる義務があるとすることは、任免権者の人事権、経営権を制限することになり妥当でなく、ただ過員整理の必要性、目的に照らし、任免権者において被処分者の配置転換が比較的容易であるにもかかわらず、配置転換の努力を尽くさずに分限免職処分をした場合に、権利の濫用となるにすぎない』

『任命権者を異にする他部局への処分対象者の配置転換につき、その普通地方公共団体の長の所轄の下に他の執行機関との間の相互の連絡調整を図り、普通地方公共団体の長及び他の執行機関がこれに協力したならば、任命権者を異にする他の部局への処分対象者の配置転換が比較的容易であったという事情が認められなければならない。』

『**事案**』赤字の市立病院の再建のため、昭和43年3月末で、病院給食、清掃、警備業務等の業務を外部委託して職員266名を削減し、他部門に配置転換した8名及び依願退職した86名を除く172名を分限免職した。

『**判決**』高裁判決では、「配置転換努力義務懈怠の有無の判断」について、市当局は機会あるごとに他部局の任命権者に配置転換の協力を求め、また、本件の対象者は単純労務に従事する職員であり、他部局への配置転換は困難な実情にあったこと等から、「配置転換が容易であったということはできない」と判示し、労働側敗訴。